

7/22 旗

生業訴訟

「原発事故予見できた」

都司証人に 国と東電の責任問う



裁判所まで行進する原告団・弁護団
21日、福島市

国と東京電力に原状回復と損害賠償を求めた生業（なりわい）訴訟の第13回口頭弁論が福島地裁（金澤秀樹裁判長）で21日開かれ、原告側の証人として陳述した地震・津波研究の第一人者で元東大地震研究所准教授の都司嘉宣（つじ・よしの）

ぶ）氏への反対尋問が行われました。

都司氏は前回、2002年7月に国の地震調査研究推進本部が発表した「長期評価」で明治三陸地震（1896年）と同様の津波が三陸沖から房総沖にかけて発生する可能性があるとした内容の重要性を踏まえ、今回のような事故が起きうることを予見し、事故を回避することが可能だったと証言していました。

た。

この日、反対尋問した国と東電は、「長期評価」の信用性などについて質問しました。

しかし、都司氏は「長期評価」は無視できない。これを取りこんでやっていたのならば予見することはできた」と述べ、改めて国と東電の責任を問いました。

次回口頭弁論は、リスク認識の専門家、中谷内一也・同志社大教授が原告側証人として陳述します。原告側証人として5人目。原発事故のもたらした不安感を被害者はどう受け止め、認識してきたかについて立証します。